

「児童相談業務管理監督職研修」を実施しました ～組織的な児童相談業務体制の強化に向けて～

◇更なる研修の充実

特別区職員研修所では、平成28年改正の児童福祉法に基づく特別区児童相談所の設置等を踏まえ、令和2年3月に「特別区職員共同研修児童相談所関連研修計画（令和2年度～令和4年度）」を策定し、児童相談所関連研修を実施しています。本年度はこれに加え、今後の本格実施に向けた研修カリキュラムの検討を図るため「児童相談業務管理監督職研修」を11月8日（月）、17日（水）の2日間のカリキュラムで試行研修として実施しました。

◇児童相談業務の管理監督職に求められる役割

児童相談所、子ども家庭支援センターでは日々住民や関係機関からの虐待通告を受けています。管理監督職は限られた情報から子どもの命を守るために迅速・的確な判断が求められています。また、児童相談所の新規設置等により、急速に職員が増えている中で、職員を育成するとともに、強いストレスや葛藤に直面する職員を支え、モチベーションを維持し高める役割も求められています。

子どもの権利と最善の利益を守るためには、常に最新の知識を備え、組織マネジメント力を高めることで、児童虐待という危機管理にあたるのが大切になっていきます。

◇児童相談業務管理監督職研修の実施

研修は2日間で行われ第一線で活躍する講師を招聘して実施しました。受講生は部長級、課長級、係長級と多岐にわたっており、計28名が受講しました。1日目の午前には小児科医から「管理監督職が知っておくべき児童虐待の医学知識」として、子どものあざやけがの状況から事故による外傷であるのか、人為的な外傷であるのかを判断するポイントなどを学びました。午後には西日本こども研修センターあかし企画官で、元福岡市児童相談所長や社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会委員等を歴任されてきた藤林武史医師を招聘し「家庭養育優先原則を実現するための児童相談所・市区町村の改革」として、多くの事件に直面してきたことから、人材育成の必要性を痛感し、改革を進めていった経験を紹介いただきました。2日目には日本大学危機管理学部の鈴木秀洋准教授から「児童虐待対応における危機管理」として、子ども虐待対応の取組みについて、区役所内で周知し全庁的な取組みを行うことが重要であること等を学びました。また、中野区の一時的保護所設置準備担当課長から中野区児童相談所設置に向けた取組みについて紹介いただきました。各講義の中では少人数で情報や課題を共有する時間を設け、責任ある立場ならではの仲間

意識を醸成することもできました。

◇研修生からの感想

研修生からは、「現場の状況に即した内容で大変勉強になりました。保護者からのクレームや訴訟の問題、ケースのアセスメントも、基本的にチーム（組織）としての判断、対応が重要と感じました。」「現在児童相談所に派遣に行っていますが、人材不足、経験不足、休職者の多さに驚き強い危機感を抱いており、組織的な取組みの重要性を学びました。」「日々、立ち止まる暇なく走っているところ、改めて学びなおし、また新たな視点から学ぶ貴重な研修となりました。」「同じ所で迷い、同じ様に考えあぐねているものの、前向きな姿勢に励まされました。」「実体験に基づいた話で大変参考になりました。今悩んでいる種々のことの解決の道すじが見えたような気がします。」等の感想が寄せられました。

◇本格実施に向けて

今回の試行研修では研修生から高い評価をいただきました。今後の本格実施に向けて時期、方法、内容について改めて見直しを行い、より良い児童相談所関連研修を実施していきます。

（特別区職員研修所）

〈グループ討議の様子〉



〈研修風景〉



児童相談所関連研修 「一時保護所職員研修(第1回)」を 実施しました

令和3年11月15日(月)、16日(火)、特別区職員研修所では、児童相談所関連研修「一時保護所職員研修(第1回)」を実施し、12区から31名の研修生が参加しました。

多くの研修生は、児童相談所や子ども家庭支援センターに所属する職員で、その他、児童相談所開設に向け、他団体に派遣されている職員や開設準備に従事する職員などが参加しました。

◇研修のねらい

児童相談所に付設された一時保護所は、虐待や非行などさまざまな理由により、子どもが一時的に入所する施設です。近年、虐待件数の増加に伴い、子どもの安全・安心を緊急に確保する場所として一時保護所の役割が注目されています。令和3年4月には、厚生労働省が設置した検討会において、一時保護所職員の専門性の向上等に向けた、職員研修の実施や職員配置等の考え方が示されました。このような状況を踏まえ、研修所では、一時保護所職員として必要な専門的知識・スキルを身につけ、子どもに的確な対応やケアを実践できることをねらいとした本研修を実施しています。

◇研修の内容

1日目は、一時保護所に勤務する管理職を講師にむかえ、講師ご自身の経験に基づく事例をもとに、子どもの権利擁護や一時保護所の運営上の課題を学びました。講師は、一時保護所の子どもの生活支援は、権利擁護を原則とし、子どもを中心

第1回 研修内容		
11月15日	・子どもの権利擁護 ・児童相談所業務と一時保護所の役割	11月16日
		・虐待が子どもに与える影響【総論】 ・虐待が子どもに与える影響【対応】 ・社会的養護

とした取組みが必要であると強調されました。2日目は、一時保護所に勤務経験のある臨床心理学の専門職を講師にむかえ、虐待の影響から生ずる問題行動の理解と効果的な関わり方を、グループワークや個人ワークを通じて学びました。次に、児童養護施設の副園長を講師にむかえ、施設から見た一時保護所の役割について学びました。講師は、一時保護所から子どもを受け入れる施設の立場で、情報提供のあり方など一時保護所へ求める役割を具体的に述べられました。

◇研修生からの感想

研修生からは、「講師の経験から一時保護所を立ち上げること、スタートしてからの課題の大変さが伝わってきた。」「虐待の影響は、子ども一人ひとりの状況により、何通りにもなることが分かりました。いつも同じ対応をするのではなく、その子に合わせた支援ができるように努めたいと思います。」「4月から初めて一時保護所で勤務することとなりましたが、あらためて『一時保護所とは』の講義を拝聴し、日々の業務と結びつくことが多く、また、具体的な事例をもとにお話をされたので、とてもイメージしやすかったです。』等の感想が寄せられました。



特別区職員研修所では、令和4年1月に「第2回」を実施する予定です。第2回は、「安心安全な生活環境の提供」「児童間暴力」「遊びとレクリエーション」「トラウマインフォームドケア」を教科目とし、一時保護所に入所している子どもへのケアを中心に、実践で活用できる知識・スキルが身につく内容を提供していきます。

(特別区職員研修所)

「特別区職員ハンドブック
2021」を販売しています

特別区職員研修所では、特別区職員の職務知識の習得と自己啓発の支援を目的として「特別区職員ハンドブック」を刊行しています。最新刊の「特別区職員ハンドブック2021」では、採用後5年未満の職員をメインの読者として想定し、特別区職員としての基礎的な知識を網羅した構成で編集しています。

「特別区職員ハンドブック2021」は、特別区自治・情報交流センター等で販売しています。



■販売場所

○特別区自治情報・交流センター

(東京区政会館4階)

○八重洲ブックセンター本店

(JR東京駅八重洲南口)

○くまざわ書店都庁店(都庁第一本庁舎)

○ぎょうせいオンラインショップ

○コンテン堂電子書籍ストア

■販売価格(税込み)

書籍880円 電子書籍1650円

■詳細

特別区職員研修所HP

<http://www.tokyo23city.or.jp/kensyujou/handbook.html>

(特別区職員研修所)

「ふるさと納税制度」に関する 要望について

特別区長会は、11月25日（木）に「ふるさと納税制度」について、金子総務大臣あての要望書を、川窪大臣官房審議官（税務担当）に提出しました。

これまでの行動と特別区への影響

特別区は、これまでも制度の見直しをすべきと主張し、平成30年度に総務大臣要望、令和2年度には緊急共同声明を発表するなど、繰り返し主張してきました。

先般、令和3年度のふるさと納税による特別区民税の減収額は、23区合計で約531億円に達することが判明しました。これは、ここ7年間で約58倍に膨らんでおり、看過できない状況となっています。

制度の創設後、これまでの度重なる制度改正によって、自治体間の過剰な返礼品競争が過熱したところなどにより、特別区民税における減収額は激増しました。その後、返礼品基準の見直しを行ったものの、平成28年度からの累計額は、ついに2千億円を超えました。

特別区の主張

この結果、全住民が減収による行政サービス低下の影響を受けざるを得ない一方、制度を利用する住民のみが返礼品などの恩恵を受けられるといった不公平が生じること、一部の限られた自治体に寄附が集中する一方で、多くの自治体で返礼品の経費負担や減収に苦

川窪大臣官房審議官（税務担当）に要望書を提出



◀左より
川窪大臣官房審議官、
山崎会長（江東区長）

（特別区長会事務局）

「ふるさと納税制度」に関する要望書（全文）

しんでいることなど、制度の歪みが顕在化しています。
ふるさと納税制度による減収は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等、負担が増え続けている特別区の財政運営に深刻な影響を及ぼしています。
このまま減収額の増加が続くと、財政運営が立ち行かなくなる恐れがあります。今こそ、制度を巡る様々な問題に対処するよう、抜本的な見直しを強く求めています。
特別区長会では、今後も様々な機会をとらえて、主張を行っていく予定です。

特別区における令和3年度ふるさと納税の
寄附控除の状況について（推計値など）

（単位：千円）

区 名	令和3年度		
	寄附金控除額	R3特別区民税 当初予算額	区民税に 占める割合
千代田	1,276,446	17,153,605	7.44%
中 央	2,405,340	29,150,106	8.25%
港	3,898,199	69,137,857	5.64%
新 宿	2,557,446	42,991,249	5.95%
文 京	1,982,679	34,056,750	5.82%
台 東	1,010,623	19,241,610	5.25%
墨 田	1,227,461	23,049,000	5.33%
江 東	3,286,837	50,246,462	6.54%
品 川	3,073,576	46,217,000	6.65%
目 黒	2,736,960	42,924,000	6.38%
大 田	3,198,053	70,271,723	4.55%
世田谷	6,074,376	113,526,673	5.35%
渋谷	3,049,575	47,132,903	6.47%
中 野	1,558,562	31,278,910	4.98%
杉 並	3,016,008	60,235,237	5.01%
豊 島	1,580,871	29,194,429	5.41%
北	1,366,371	27,465,000	4.97%
荒 川	818,121	16,302,931	5.02%
板 橋	1,736,692	42,347,144	4.10%
練 馬	2,588,923	61,837,808	4.19%
足 立	1,639,061	41,940,563	3.91%
葛 飾	1,035,625	30,902,000	3.35%
江戸川	1,969,839	45,473,631	4.33%
合 計	53,087,645	992,076,591	5.35%
前年度比	1.25倍		
H26比	57.5倍		

総務大臣
金子 恭之 様

「ふるさと納税制度」に関する要望について

先般、令和3年度のふるさと納税による特別区民税の減収額が、23区合計で約531億円に達することが判明しました。これは、ここ7年間で約58倍に膨らんでおり、看過できない状況となっています。

ふるさと納税制度は、平成20年度税制改正により、ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する気持ちを形にする仕組みとして、創設されました。

しかし、これまでの「個人住民税所得割の控除上限が所得割の1割から2割に拡大」、「ワンストップ特例制度の創設」、また、自治体間の過剰な返礼品競争が過熱し、返礼品を目的とした寄附が増加したことなどにより、特別区民税における減収額は、激増しました。

その後、返礼品を寄附額の3割以下にするなどの見直しが行われたものの、依然として減収額は増加しており、平成28年度からの累計額は、ついに2,000億円を超えました。

この結果、全住民が減収による行政サービス低下の影響を受けざるを得ない一方、制度を利用する住民のみが返礼品などの恩恵を受けるといった不公平が生じること、一部の限られた自治体に寄附が集中する一方で、多くの自治体で返礼品の経費負担や減収に苦しんでいること、また、地方交付税の交付団体では、ふるさと納税により住民税が減収した場合は、地方交付税により補填（令和3年度は約2,379億円）されるため、結果的に地方交付税の財源を圧迫する要因にもなっていることなど、制度の歪みが顕在化しています。

首都東京は、一貫して、我が国の政治・経済・文化の中枢として、日本を牽引してきました。その中心となってきたのが特別区です。こうした東京の役割を考慮せず、東京の地方財源を奪うふるさと納税制度による減収は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や中小企業・医療機関への支援策、生活保護費など、負担は増え続けている特別区の財政運営に深刻な影響を及ぼしています。

特別区は、引き続きその役割を担っていくため、膨大な公共施設の改築需要や都市機能を担う社会インフラの維持・更新等への対応を行う必要がありますが、このまま減収額の増加が続くと、財政運営が立ち行かなくなる恐れがあります。今こそ、制度を巡る様々な問題に対処するよう、抜本的な見直しを強く求めます。

記

- 1 住民税控除額のうち、特例分の上限を所得割の「2割」から以前の「1割」に戻すとともに、控除額に上限を設けること。
- 2 ふるさと納税受領額を地方交付税の基準財政収入額に算入すること。
- 3 ふるさと納税による減収額については、地方交付税の不交付団体に対し、地方特例交付金等で補填することにより、交付団体と不交付団体の格差を調整すること。
- 4 ワンストップ特例制度によって自治体が負担している所得税控除分を、国が地方特例交付金等で補填すること。
- 5 全国各地域と共存共栄の関係を構築するために、各地域との交流や協働事業など、自治体間の交流促進に対する財源措置を講じること。

令和3年11月25日
特別区長会会長
山崎 孝明

東京都予算に対する知事ヒアリングが実施されました

昨年度に引き続き、都の予算編成にあたり、都知事との公開ヒアリングが12月20日に実施されました。今回は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、初めてWEB形式での実施となりました。都予算については、特別区長会として8月23日に23項目の要望を行っており、今回は、最近の状況を踏まえた改めての要請となりました。

当日は、特別区長会から山崎孝明会長（江東区長）、武井雅昭副会長（港区長）、成澤廣修副会長（文京区長）、山本泰人幹事（中央区長）、長谷部健幹事（渋谷区長）、坂本健幹事（板橋区長）が出席しました。

冒頭、山崎会長から、重点事項として、①新型コロナウイルス感染症対策について、医療体制の整備、経済活性化のための中小企業等に対する支援策の継続・拡充、ワクチンの3回目接種に対する連携・協力・支援②都と区の連携による児童相談体制の大幅な拡充につながる支援③

都区のあり方検討委員会の再開、都市計画に関する権限・財源についての協議の実施④帰宅困難者対策、大規模水害時における広域避難に係る体制整備の具体策⑤東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の施設などのレガシーの活用促進について要請しました。

出席した区長か



東京都の様子



上段：左から山崎会長（江東区長）、武井副会長（港区長）、成澤副会長（文京区長）、
下段：左から山本幹事（中央区長）、長谷部幹事（渋谷区長）、坂本幹事（板橋区長）

らは、新型コロナウイルス感染症による医療費の影響を考慮した国民健康保険制度に対する特例的な対応、新型コロナウイルス感染症対策について、都の大規模接種会場を積極的に活用するための都道府県分のワクチン確保及びスクリーニング検査体制の充実・拡充、パラスポーツの普及・促進、ゼロカーボンシティの実現に向けた施策（地球温暖化対策）の充実等を求める旨の発言がありました。

小池百合子都知事からは、「お受けした要望は各局において検討している。本日直接伺ったご意見・ご要望は、来年度の予算編成等に活かしていきたい。」また、「新型コロナウイルス感染症対策について、すでに3回目接種が開始されているが、今後の感染拡大を防ぐため、区市町村と連携して、円滑な実施体制を整備して、感染収束の流れを確実なものにしてまいりたい」等の発言がありました。

（特別区長会事務局）

特別区長会会長が、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種等に関して、緊急記者会見を行いました

令和3年12月3日、山崎孝明特別区長会会長（江東区長）が、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種等についての緊急記者会見を行いました。

記者会見では、ワクチンの安定供給なしに接種を前倒しすることは、区民に大変な混乱を引き起こしかねないことや、接種の基準を自治体の判断に委ねて競争をおおるようなことはあってはならないと、国に対して基準の明確化を求めました。

また、ワクチンの供給不足は、区民に対して大きな迷惑をかけることとなるため、はっきりと供給スケジュールを示すよう、これまでの経験を踏まえ、国に対して求めました。

さらに、接種のスケジュールやワクチンの安全性、副反応について、国に対して丁寧な情報提供を求めました。

（特別区長会事務局）



記者会見を行う山崎会長（江東区長）

令和3年第4回特別区人事・厚生 事務組合議会定例会の結果

12月16日に第4回定例会が開かれました。
付議案件の審議結果は次のとおりです。

予算案件

・令和3年度特別区人事・厚生事務組合一般会計補正予算（第2号）（可決）

条例案件

- ・特別区人事・厚生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（可決）
- ・特別区人事・厚生事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（可決）
- ・特別区人事・厚生事務組合個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（可決）
- ・特別区人事・厚生事務組合保護施設の指定管理者の指定について（可決）
- ・特別区人事・厚生事務組合宿泊所の指定管理者の指定について（可決）
- ・報告案件
 - ・専決処分報告について（宿所提供施設新幸荘の建物明渡しに関する訴訟上の和解）（了承）

（特別区人事・厚生事務組合総務部）

板橋区を「児童相談所設置市」 に指定する政令が閣議決定 ～6区目の特別区児童相談所が開設～

11月26日、板橋区を「児童相談所設置市」に指定する児童福祉法施行令の一部を改正する政令が閣議決定されました。

この政令改正を受けて、板橋区は、令和4年7月に児童相談所を開設する予定です。

※特別区は、平成28年6月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律により、平成29年4月から、児童相談所を設置できるようになっています。

※特別区における児童相談所の設置状況

令和2年4月開設 世田谷区・江戸川区
令和2年7月開設 荒川区
令和3年4月開設 港区
令和4年4月開設予定 中野区
（特別区長会事務局）

令和3年第4回 東京二十三区清掃一部 事務組合議会定例会の結果

12月27日に第4回定例会が開かれました。
主な付議案件の審議結果は次のとおりです。

〈審議結果〉

- ・東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（可決）
- ・東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（可決）
- ・葛飾清掃工場溶融処理休止に伴う改造工事請負契約の締結について（可決）
- （東京二十三区清掃一部事務組合議会事務局）

令和3年第4回 特別区競馬組合議会定例会 の結果

12月17日に第4回定例会が開かれました。
主な付議案件の審議結果は次のとおりです。

〈審議結果〉

- ・特別区競馬組合副管理者（常勤）の選任の同意について（同意）
- ・特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（可決）
- ・特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（可決）
- ・令和3年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第1号）（可決）

（特別区競馬組合議会事務局）

令和3年12月 区長会・議長の主な案件等

区長会

12.16

- 新型コロナウイルスワクチン接種等について
- 特別区のスケールメリットを生かした業務効率化について
- 清掃負担の公平について
- 各団体議会等提出予定案件について
- 第24回特別区制度懇談会について
- 労務交渉について
- 令和4年度都区財政調整協議について
- 東京都予算に対する知事ヒアリングの実施について
- 令和3年度第2回都区協議会及び知事と特別区長との意見交換会について
- 特別区全国連携プロジェクトについて
- 被災地への職員派遣等について
- 「ふるさと納税制度」に関する要望について
- ワクチン接種に関する緊急記者会見について
- 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種について

（特別区長会事務局）

議長会

12.17

- 令和4年度都区財政調整協議状況について
- 全国市議会議長会社会文教委員会結果報告について
- 関東市議会議長会「都県提出議案」について
- 令和4年度議長会等の役職の選任方法について

（特別区議会議長会事務局）

令和3年度第2回全国連携展示（東北絆まつり） 「東北の絆と復興のメッセージ～東北絆まつり～」 を開催しました

特別区長会は、特別区全国連携プロジェクトの一環として、東日本大震災からの復興を支援するとともに、東北6県の自治体との協力・連携関係を強化するため、平成27年から「東北六魂祭」（平成29年から「東北絆まつり」と改称）への協力・連携（※）を進めてきました。

東日本大震災から10年という節目の年でもあった昨年の「東北絆まつり2021山形」は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、残念ながら大幅に縮小した形での開催となり、特別区長会としての支援・協力についても、これまでと同様の形で行うことができませんでした。

こうしたことを踏まえて、これまで行ってきた特別区長会としての支援・協力に代わる事業の一つとして、「東北絆まつり」の紹介展示を令和3年11月16日（火）から12月23日（木）まで東京区政会館1階にて開催しました。

この展示では、「東北絆まつり」の開催趣旨・開催経過、6祭り（青森ねぶた祭・秋田竿燈まつり・盛岡さんさ踊り・山形花笠まつり・仙台七夕まつり・福島わらじまつり）の内容、「東北絆まつり2021山形」の開催概要、特別区長会が行ってきた支援の内容を紹介するパネル等の展示、まつりの映像上映等を行いました。

東日本大震災からの復興を願う「まつり」の意義や足跡を発信するとともに、東北の魅力や素晴らしさに触れる機会を提供する展示となりました。

※平成27年5月に東北六魂祭「協力・連携締結式」を実施し、まつりの開催に当たって支援金の提供や、特別区のブース設置、各区役所での一体的PR、東京区政会館における「東北絆まつり」の紹介展示を行いました。



（特別区長会事務局・特別区協議会事業部）

**特別区自治情報・
交流センター
休館のお知らせ**

全館停電に伴い、左記の月日は休館とさせていただきます。休館中は資料の貸出予約と返却を中止いたします。
ご不便をおかけしますが、利用者の皆さまには、ご理解のほどお願い申し上げます。

▼全館停電に伴う休館
令和4年1月22日（土）

※令和4年1月21日（金）は、17時閉館とさせていただきます。

【問合せ先】

（公財）特別区協議会 事業部
調査研究課

特別区自治情報・交流センター
電話 03（5210）9051

（特別区協議会事業部）

東京都立大学 オープンユニバーシティ飯田橋キャンパスより 2月開講講座のご案内です！！

●上野恩賜公園

～江戸、明治、戦後の変遷～

【講座コード：2141T008】

江戸の終わり、東叡山寛永寺の境内は江戸唯一の戦場となり、多くの血が流れました。その後、「徳川の世」の記憶を消し去るかのよう、西洋式公園が急ピッチで整備されます。江戸から明治、そして戦後にかけて、現在の上野恩賜公園でおきた変化を丁寧に掘り起こすことで、日本の近代化とは何であったのかを問い直します。

東京文化資源会議、上野スクエア構想を牽引し、上野をコロナ後の東京の重要な拠点と位置付ける吉見俊哉。公園内に残るたくさんの史跡に詳しい、江戸歩き案内人・黒田涼。建築博物館ともいえる公園内の名建築を、独自の角度で楽しむ方法をナビゲートする、米山勇。歴史を知ると、上野散策がもっと楽しくなります。

- 第1回 2月1日(火) 18:30～20:00
日本の近代化と上野恩賜公園
- 第2回 2月8日(火) 18:30～20:00
公園内の史跡は語る
- 第3回 2月26日(土) 16:00～17:30
建築マニアックツアー

講 師：吉見 俊哉 東京大学大学院情報学環教授 ほか2名
受講料：7,500円
場 所：オンライン形式、録画配信あり
※パソコンやタブレット、スマートフォンを通じての
《オンライン形式》講座となります。

●「ドレスデン国立古典絵画館所蔵 フェルメールと17世紀オランダ絵画展」： 展覧会の見どころ

【講座コード：2141T012】

東京都美術館では、2022年年明けから「ドレスデン国立古典絵画館所蔵 フェルメールと17世紀オランダ絵画展」(2022年1月22日(土)～4月3日(日))が開催されます。本展はドレスデン国立古典絵画館が所蔵する17世紀オランダ絵画の名品をご紹介します。中でも、ヨハネス・フェルメールの《窓辺で手紙を読む女》は、窓から差し込む光の表現、室内で手紙を読む女性像など、画家が自身のスタイルを確立したといわれる初期の傑作です。1979年に行われたX線調査で、本作の壁面には、当初、キュービッドを描いた画中画が描かれていたことが判明しました。長年、それを消したのは、フェルメール自身だと考えられてきました。しかし、その画中画はフェルメールの死後、何者かにより消されたという調査結果が2019年に発表されました。

本展では、大規模な修復プロジェクトによってキュービッドの画中

画が現れ、フェルメールが描いた当初の姿となった《窓辺で手紙を読む女》を、所蔵館であるドレスデン国立古典絵画館でのお披露目に次いで公開します。加えて、同館が所蔵するレンブラント、メッソー、ファン・ライスダールなどオランダ絵画の黄金期を彩る珠玉の名品約70点も展示します。この講座では、展覧会の見どころや、《窓辺で手紙を読む女》を中心とした出品作品について解説します。

講 師：高城 靖之 東京都美術館 学芸員
日 時：2月22日 火曜日 18:00～19:30 (1回)
受講料：3,000円
場 所：オンライン形式
※パソコンやタブレット、スマートフォンを通じての
《オンライン形式》講座となります。

* 講座の概要については、東京都立大学オープンユニバーシティパンフレットより引用しております。(特別区協議会事業部)

※特別区職員互助組合員の方は初回のみ、必ずお電話で同組合員である旨と『組合員番号』をお申し出ください。

<問い合わせ先>

東京都立大学オープンユニバーシティ <https://www.ou.tmu.ac.jp/web/>

Tel.03-3288-1050 (平日 9:00～17:30)

●パンフレットを無料送付いたします。

清掃工場の仕事を紹介します

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）には、1155名の職員がいます（令和3年4月1日現在）。そのうち約840名は、23区内にある清掃工場などの施設に勤務しています。今回は、清掃工場で働く職員の仕事についてご紹介します。

管理係

管理係は主に事務職の職員が働く係で、主に工場の庶務を担当しています。業務内容は庁舎管理から職員の人事・給与に関する事務、契約事務や物品管理まで多岐にわたります。その他にも、管理係では、他の係に属さない仕事や技術系・技能系職員のバックアップも行っています。

また、地域住民代表、工場所在区職員、清掃一組職員が清掃工場の操業について話し合う「運営協議会」が設置されている工場で



運営協議会（世田谷清掃工場）

は、事務局となって会議を開催します。

さらに、工場の操業状況などを区民にお知らせするため、年2回程度、管理係が中心となって広報紙「工場だより」（工場により別名称の場合もあります。）を編集・発行しています。運営協議会の報告や、工場のトピックスなどを掲載し、工場や区役所のほか、周辺の住宅、町会等に配布しています。

工場だよりは、各工場のホームページからでも、最新号と過去1年分のバックナンバーを閲覧できます。



清掃工場だより

技術係

技術係は主に工場運営のソフト面を担当しています。業務内容としては、見学対応と環境対策が主ですが、その他にも多くの仕事をしています。例えば、清掃工場を安定的に操業するために、ごみの

搬入計画と焼却計画を作成します。また、ごみの搬入受付、ごみ処理手数料の受領、焼却灰の搬出に関する業務も担当しています。

◆見学対応

清掃工場には見学者案内用の設備が設置されています。小学四年生の社会科見学や一般区民向けの見学会では、技術系の職員が案内や説明を行います。



夏休み見学会の様子（墨田清掃工場）

◆環境対策

清掃工場の運転には、大気汚染、水質汚濁、ダイオキシン類対策等の環境法令による規制が課せられています。清掃一組の施設では、法令よりもさらに厳しい自己規制値を定め、環境負荷の低減に努めています。技術係では、これらの規制値を遵守するため、環境測定の実施やデータ管理などを行っています。

このほかにも、薬品・物品の管理や建築機械設備などの保守、外

整備係

技術係が工場運営のソフト面を担当するのに対し、整備係はハード面を担当しています。

整備係では主に焼却設備の維持管理や補修工作を行っています。補修工事の設計や監督業務を行うほか、稼働中に不具合が生じた場合は、整備係職員で調査し、工具



分析室で分析している様子



装置を分解し清掃している様子

部の関係機関との連絡・調整など、幅広い仕事を担当しています。

を使って補修しています。

また、年に一度オーバーホール（定期点検補修）を実施します。焼却炉を停止し、プラント機器等の補修点検や調整、消耗品の交換などを行い、安全かつ安定的にごみの焼却ができるようにしています。

現在稼働中の清掃工場は東京23区内に20施設あり、建てられた年代や規模、焼却炉の形式や焼却能力が全て異なります。そのため、それぞれの工場の設備には個性や特徴があります。整備係の職員は、工場の設備を隅から隅まで知り尽くし、清掃工場の安全で安定的な稼働を支えています。



設備を補修している様子

運転係

運転係の主な業務は清掃工場の各設備の点検及び運転操作ですが、最新式の工場では自動化が進み、監視業務が中心になっています。

焼却炉は休みなくごみを焼却しているため、運転係は24時間365日体制で勤務にあたります。そのため、運転係は第一から第四までの変則2交代4班体制で構成されています。



朝と夕方に引継ぎのミーティングを行います

その他、昼夜を問わず点検を行い、深夜に発生したトラブルには、故障箇所を特定し、手動介入など操作方法を見直して、焼却炉の運転継続が困難な場合には、工場長の指示を仰ぎ、緊急事態に対処しています。



中央制御室で各設備の運転操作と監視を行います

清掃工場に関するよくある質問と回答を紹介します

【質問1】一番煙突が高いのはどこ
の清掃工場ですか？

清掃工場のシンボルとなる煙突は、全ての工場でデザインが異なり、立地条件等で高さも違います。23区内の清掃工場でも最も高い煙突は、豊島清掃工場にあります。近くにサンシャイン60があるため、高さは210メートルと高層に設計されました。一番低い煙突は大田第一清掃工場にあり、高さは41メートルです。近くに羽田空港があるため、飛行機の航空の都合上、高い煙突が建てられないことからこの高さとなっています。

【質問2】焼却炉の規模が一番大きな清掃工場はどこにありますか？

一番焼却能力が大きい清掃工場は、江東区にある新江東清掃工場です。1日に600トンのごみを燃やせる炉が3つあるので、1日あたりの処理能力は1800トンです。逆に、一番処理能力が小さい工場は渋谷区にある渋谷清掃工場で、1日あたり200トンのごみを燃やせる炉が1つあります。

【質問3】毎週ごみの収集があります。清掃工場はいつお休みしているのですか？

清掃工場の焼却炉は、年末年始も含めて、土曜・日曜・祝日を問わず24時間休むことなく稼働しています。年々2回、定期点検や修理のために停止する期間があります。しかし、その間も、近隣の清掃工場にごみを入れていただくため、ごみの収集には影響しません。ただし、不測の事態で清掃工場が止まってしまうと、急な変更が必要になるため、23区全体のごみ処理に影響します。

焼却に適さないごみの混入が清掃工場の設備故障や停止を招くこともあります。ごみの正しい分別にご協力ください。

【質問4】家庭ごみを直接清掃工場に持ち込むことはできますか？

東京23区では、家庭ごみは各区が収集することになっており、一般の方が清掃工場にごみを持ち込むことはできません。転居などで、一度に大量にごみが出る場合には、お住まいの区の清掃事務所にご相談ください。



清掃工場のお兄さん

（東京二十三区清掃一部事務組合
総務部総務課）



昼間開催中もTCK公式YouTubeライブ番組 「ウマきゅん」が楽しめる！

日替わりの出演陣が視聴者のみなさまと一緒にレース中継を見ながら、ゆるいトークやまったり予想をお届けするライブ番組「ウマきゅん」。大好評にお応えして、1～3月の昼間開催中も配信することが決定しました！引き続き重賞日等の豪華ゲストの出演や、視聴者プレゼント、大井競馬場名物予想屋さんの予想コーナーなど、充実の内容でお届けするほか、お昼休憩中でもお楽しみいただけるよう、配信時間を10時から17時に拡大して配信します。

ご自宅でも外出先でも、TCK公式LIVE「ウマきゅん」をどうぞお楽しみください！
(出演者は12時から登場、10時～12時はパドック、レース映像のみ配信)



東京トゥインクルファンファーレによる配信番組

「TTFトントンちゃんねる」第2シーズンスタート！

TCKの名物“発走ファンファーレ生演奏”を担当する東京トゥインクルファンファーレ（TTF）メンバーが出演するYouTube番組「TTFトントンちゃんねる」の第2シーズンがスタートしました！第2シーズンでは、第1シーズンで好評いただいたファンファーレと衣装にスポットを当て、プロの演奏家としてTCKの新旧ファンファーレに挑む「THE Fanfare」と、視聴者の皆様とともに次年度の新衣装を検討する「私たちが考えた最強の衣装」を順次公開しています。

「私たちが考えた最強の衣装」では連動したTwitterキャンペーンを1月下旬に実施予定！

第2シーズンの「TTFトントンちゃんねる」をどうぞご覧ください！



TCK公式YouTubeチャンネルは
こちらから！▶▶▶



(競馬事務局 広報課)

開催成績

(各回対比)

回別	開催日程	売得金額	利用者数	1日平均			前年度対比(1日平均)		
				売得金額	利用者数	1人当り購買金額	売得金額	利用者数	購買金額
12	10/31～11/5	8,973,730,070円	1,446,126人	1,495,621,680円	241,021人	6,210円	61.3%	95.5%	64.2%
13	11/15～19	8,779,439,740円	886,348人	1,755,887,950円	177,270人	9,910円	123.5%	132.0%	93.6%



2月の開催予定

競馬開催日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
大井	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
川崎																												
船橋																												
浦和																												

金盃 (SII)

- 2月9日 (水)
- 2,600m

2015年から2,600mに変更し、国内最長距離で争われるダート重賞となりました。
長距離ならではのペース配分や位置取りが勝敗を分けるケースも多く、トップジョッキーたちの腕比べも見逃せないポイントです。



雲取賞 (SIII)

- 2月10日 (木)
- 1,800m

2018年まで準重賞として実施していましたが、2019年から重賞での実施となりました。
TCKで行う年明け最初の3歳重賞となり、雲取賞→京浜盃→南関東3歳クラシック三冠レースと続く路線を確立しました。



3月の開催予定

競馬開催日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31									
大井川船浦	井崎橋和	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木									
		大井競馬開催																				大井競馬開催																			
												フジノウェーブ記念																				京浜盃									
		川崎競馬開催																				浦和競馬開催										船橋競馬開催									

フジノウェーブ記念 (SIII)

- 3月9日 (水)
- 1,400m

TCKの名馬「フジノウェーブ号」の功績をたたえ、同馬が4連覇した「東京スプリング盃」を「フジノウェーブ記念」に改称し実施しています。
4月の交流競走「東京スプリント」に向け、短距離路線を歩む有力馬たちが数多く出走します。



京浜盃 (SII)

- 3月30日 (水)
- 1,700m

4月からのクラシック戦線に間近に控え、期待の3歳馬が勢揃いするレースです。数多くのクラシック馬を輩出している伝統のレースで、クラシックロードを占う上で注目の一戦です。



パソコンからでも、ケータイからでも、スマホからでも投票できる！

ネットで地方競馬を楽しむなら！

SPAT4

お問い合わせは 0120-006-309

南関東開催日の昼間開催10～17時/ナイター開催12～21時
※未成年の方はご利用いただけません。またご利用いただけるのは日本国内在住の個人のみです。法人でのお申し込みはできません。

全国の地方競馬全レースが買える！ライブが見られる！

50円から買える！「トリプル馬単」も発売！

馬券を買うだけでお得なポイントが貯まる！

最短15分でスバッと馬券購入！

www.spat4.ne.jp/

SPAT4

検索



編集

- 特別区長会事務局調査第1課
- 特別区議会議長会事務局
- 特別区人事・厚生事務組合総務部企画財政課
- 公益財団法人特別区協議会総務部企画財政課
- 東京二十三区清掃一部事務組合総務部総務課
- 特別区競馬組合競馬事務局広報課

- TEL (5210) 9738 ホームページhttp://www.tokyo23city-kuchokai.jp/
- TEL (5210) 9731 ホームページhttp://www.tokyo23city-gichokai.jp/
- TEL (5210) 9916 ホームページhttp://www.tokyo23city.or.jp/
- TEL (5210) 9917 ホームページhttps://www.tokyo-23city.or.jp/
- TEL (6238) 0615 ホームページhttps://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/
- TEL (3763) 2170 ホームページhttps://www.tokyocitykeiba.com/